

ブルネイの輸入規制措置の概要 (平成27年2月25日時点)

【輸入規制措置の概要】

ブルネイ政府は、日本から輸出される食品のうち、福島県の一部の食品について輸入停止措置を講じるとともに、同県産のその他の食品について日本の政府機関が発行する放射性物質検査証明、福島県以外の全ての食品について産地証明の提出を求めています。

(証明対象・内容)

	地域	品目	規制内容
1	福島県	食肉、水産物、牛乳・乳製品	輸入停止
2		野菜・果物（生鮮・加工）、 いも類、海藻、緑茶製品	〈放射性物質検査証明〉（放射性セシウム134及び137についてCodex基準(注1)に適合することの証明）(注2)
3		上記以外の品目	〈産地証明〉（上記に該当しないことの証明）
4	福島県以外	全ての食品	

注1；放射性セシウム（ $^{134}\text{Cs}+^{137}\text{Cs}$ ）：1,000Bq/kg

注2；放射性物質検査の結果が、日本の基準値を上回っている場合には、証明書を発行することはできません。